

諮問庁：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

諮問日：令和4年7月22日（令和4年（独個）諮問第5020号）

答申日：令和5年6月5日（令和5年度（独個）答申第5005号）

事件名：本人に係る特定諮問事件の理由説明書に係る公文書案文等の不訂正決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「理由説明書 特定諮問事件の公文書案文」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、令和4年4月26日付け4高障求発第42号により独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（資料は省略する。）。

##### （1）審査請求書

ア 本件訂正請求文書は下記の一通である。そしてこれが開示決定された法人文書は特定文書番号A（裁決書謄本）であり特定課が本件決定通知書に挙げている特定文書番号B（決定通知書）でない。

理由説明書 特定諮問事件の公文書案文及び決裁原議書

イ 特定課は本件訂正請求文書が特定文書番号B（決定通知書）により開示決定されていると強弁しているがこれは事実と異なる。なぜなら仮にこれが事実であれば総務省情報公開・個人情報保護審査会による本件訂正請求文書を「改めて開示決定等をすべきである」という原処分取消答申（特定答申）と矛盾するからである。仮に特定課が強弁するとおり特定文書番号B（決定通知書）により開示決定されているのであればなぜ当該審査会は「改めて開示決定等をすべきである」という原処分取消答申（特定答申）を行っているのか？実際に開示決定されているのであれば当該審査会が「改めて開示決定等をすべきである」という原処分取消答申（特定答申）を行うわけがない。当該審査会が

「改めて開示決定等をすべきである」という原処分取消答申（特定答申）を行っているのは本件訂正請求文書が特定文書番号B（決定通知書）により開示決定されていないからである。

ウ したがって特定課が強弁している不訂正事由は明らかに事実と異なる嘘であるので行政手続法8条1項に違反しておりなおかつ訂正義務に怠っていないので法29条にも違反している。

エ なお特定課は特定文書番号B（決定通知書）－3において「就職に向けての相談，職業能力等の評価，就職前の支援から就職後の職場適応のための援助までの継続的なサービスを提供するため」という利用目的を挙げているので本件訂正請求文書に対して「当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で，当該保有個人情報の訂正をしなければならない」（法29条）。一方で特定課は特定文書番号A（裁決書謄本）において利用目的を挙げしていないので法18条1項に違反している。

## （2）意見書

本件理由説明書（下記第3。以下同じ。）を以下のとおり論駁する。

ア 「原処分維持が適当である」と書いているが後述する諸点のとおり原処分は旧法である法29条に，現行法である個人情報の保護に関する法律92条に違反しているので取り消されなければならない（上記（1）ウ）。

イ 「本件対象保有個人情報は，（中略）した文書である」と書いているがこれは明らかに事実と異なる嘘である。なぜなら諮問庁は総務省情報公開・個人情報保護審査会に対して「特定記載」を説明しているからでありそれは当該審査会が作成した答申書（資料6）4頁に書かれている。次いで当該審査会は「別紙の3に掲げる文書（補註：本件訂正請求文書）に記録された保有個人情報を対象として，改めて開示決定等をすべきである。」（資料6－4頁）と書いているので「別紙の3に掲げる文書（補註：本件訂正請求文書）」（資料6－4頁）が開示決定されていないことになる。したがって諮問庁が本件理由説明書5及び6行目において「特定文書番号Bにより開示決定（中略）した」と書いている内容は明らかに事実と異なる嘘であると断定される。仮にこれが事実のとおりであれば当該審査会が「別紙の3に掲げる文書（補註：本件訂正請求文書）に記録された保有個人情報を対象として，改めて開示決定等をすべきである。」（資料6－4頁）と答申するわけがない。諮問庁が「別紙の3に掲げる文書（補註：本件訂正請求文書）」（資料6－4頁）を開示決定していないからこそ当該審査会が「改めて開示決定等をすべきである。」（資料6－4頁）と答申しているのである（上記（1）イ）。しかしそれにも関わらず諮問庁

は「特定文書番号Bにより開示決定（中略）した」（本件理由説明書5及び6行目）という嘘を平然と吐いている（書いている）ので本件訂正請求文書と共に本件理由説明書も虚偽法人文書であり（中略）。また本件訂正請求文書も虚偽法人文書であるので（中略）。諮問庁が本件訂正請求文書を訂正せずさらに前述したとおり本件理由説明書においても事実と異なる嘘を平然と吐いて（書いて）逃げ回っている事由は（中略）。公文書等の管理に関する法律4条において「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、（中略）文書を作成しなければならない。」と定められているので同条及び同法11条1項に基づいてなぜ諮問庁特定課が虚偽法人文書を乱発しているのかについて跡付け検証しなければならない。諮問庁特定課長あるいは同課長補佐が部下職員達に対して虚偽法人文書の作成及び行使を指示しているのだろうか？

ウ 「開示の実施をした文書ではない」と書いているが前述イのとおり諮問庁は総務省情報公開・個人情報保護審査会に対して「特定記載」（資料6-4頁）を説明しているとおおり「特定文書番号Bにより開示決定」（本件理由説明書5行目）していないからでありすなわち開示決定していないので「開示の実施をした文書ではない」ことは自明である。

エ 「当該裁決において開示した文書には、本件保有個人情報に含まれていない。」と書いているが前述イのとおり総務省情報公開・個人情報保護審査会は「別紙の3に掲げる文書（補註：本件訂正請求文書）に記録された保有個人情報を対象として、改めて開示決定等をすべきである。」（資料6-4頁）と答申しており「別紙の3に掲げる文書（補註：本件訂正請求文書）」は資料6-6頁に書かれているとおおりそれは正に本件訂正請求文書である。したがって「当該裁決において開示した文書には、本件保有個人情報は含まれていない。」という内容も明らかに事実と異なる嘘であると断定される。仮にこれが事実のとおりであれば諮問庁は当該審査会が「改めて開示決定等をすべきである。」（資料6-4頁）とした「別紙の3に掲げる文書（補註：本件訂正請求文書）」（資料6-4頁）を開示決定していないことになるのでこれは明らかに開示義務違反である（旧法：法14条，現行法：個人情報の保護に関する法律78条）。

オ 「答申（補註：資料6）において改めて開示決定等すべきとされた文書のみ追加で開示決定を行った」と書いているが当該文書は資料6-6頁に書かれているとおおり正に本件訂正請求文書であるので当該文書が答申（資料6）後に開示決定されたことを自ら認めていることに

なる。一方で諮問庁は本件理由説明書5及び6行目において「特定文書番号Bにより開示決定（中略）した」と書いているがこの内容と明らかに一致していないので前述イのとおりこの内容が事実と異なる嘘であると断定される。

カ 「本件対象保有個人情報は、（中略）開示決定した文書ではある」と書いているが前述イのとおりこの内容は明らかに事実と異なる嘘である。

キ 「開示の実施をした保有個人情報ではなく」と書いているが前述ウのとおり開示決定していないので「開示の実施をした保有個人情報ではな」いことは自明である。

ク 「当該訂正請求は不適法であり」と書いているが本件訂正請求は旧法である法27条1項1号を、現行法である個人情報の保護に関する法律90条1項1号を満たしているので明らかに適法でありその根拠は前述イのとおりである。

ケ 「期日」と書いているが正しくは「期限」であり実際に本件補正依頼書-4においても「期限」と書かれている。（中略）

コ 「当該訂正請求は法27条1項に該当せず不適法である」と書いているが前述クのとおり本件訂正請求は明らかに適法である。

サ 「原処分は妥当である。」と書いているが前述した諸点のとおり原処分は旧法である法29条に、現行法である個人情報の保護に関する法律92条に違反しているので取り消されなければならない（上記（1）ウ）。

#### シ 補記1

総務省情報公開・個人情報保護審査会は資料6-4頁において「別紙の3に掲げる文書（補註：本件訂正請求文書）に記録された保有個人情報を対象として、改めて開示決定等をすべきである。」と答申しているが「別紙の3に掲げる文書（補註：本件訂正請求文書）」に「理由説明書の写し」が含まれていないので諮問庁は改めて「理由説明書の写し」を開示しなければならない（旧法：法14条，現行法：個人情報の保護に関する法律78条）。また当該審査会は資料6-6頁において「理由説明書の写し」を含めていないのでこれは明らかに当該審査会による過失である。なお諮問庁は資料7-7頁において発出文書の「写し」を決裁文書と共に保存する旨の規定が存在することを認めているので仮に諮問庁が「理由説明書の写し」を決裁文書と共に保存していなければ当該規定に違反していることになる。本来であれば当該審査会は諮問庁に対して「他に該当する法人文書は存在しないのか？」と強く問質さなければならぬはずであるがそれを行っていないようであるので本来なさなければなら

ないことをなしていないことになる。諮問庁が嘘を吐いているにも関わらず当該審査会はその嘘を無批判的に鵜呑みにしておりさらに事実確認もろくに行っていないので（中略）。

#### ス 補記2

本件諮問は審査請求日である2022年6月16日から諮問日である同年7月22日までに30日間を徒過しているので失当である。諮問庁がwebsiteにおいて公開している個人情報保護法開示請求等の事務処理要領において「可能な限り速やかに審査会へ諮問する。」「諮問するまでに遅くとも30日を超えないようにする」（資料8）と定められているにも関わらず本件諮問は審査請求日である2022年6月16日から諮問日である同年7月22日までに36日間も掛かっているので当該要領に違反していることになる。本来であれば「可能な限り速やかに審査会へ諮問」（資料8）しなければならずまた「諮問するまでに遅くとも30日を超えないように」（資料8）しなければならないにも関わらず実際は36日間も掛かっている所以で諮問庁による懈怠は明らかである。本件理由説明書にしてもわずか一枚しか書いていないにも関わらずなぜ諮問するまでに36日間も掛かるのか？その36日間に諮問庁は一体何をしていたのか？自らに都合が悪い事実を隠蔽するために諮問を不当に遅滞させているとしか考えられない。

（以下略）

### 第3 諮問庁の説明の要旨

本件審査請求にあっては、以下の理由により原処分維持が適当であると考える。

令和4年2月21日付け（受付日同月28日）で審査請求人から本件対象保有個人情報の訂正請求があり、これを確認したところ、本件対象保有個人情報は、令和2年特定月日B付け特定文書番号Bにより開示決定（以下「別件開示決定処分」という。）した文書であるが、開示の実施をした文書ではないことから、法27条1項の規定に合致せず、機構は、法30条2項により訂正しない旨の決定を行った。

なお、審査請求人は、別件開示決定処分について特定答申により取消しすべきとされているとした上で、本件対象保有個人情報は、機構が当該答申に基づいて行った令和4年特定月日A付け裁決において開示決定された文書であると主張しているが、当該裁決において開示した文書には、本件保有個人情報は含まれていない。また、特定答申は、本件対象保有個人情報以外の、特定されていなかった文書について改めて開示決定等すべきとしているものであり、別件開示決定処分の全てについて取消しすべきとしたものではない。よって、機構は令和4年特定月日A付け裁決により、答

申において改めて開示決定等すべきとされた文書のみ追加で開示決定を行ったものである。

このように、本件対象保有個人情報、令和2年特定月日B付け特定文書番号Bにより開示決定した文書ではあるが、開示の実施をした保有個人情報ではなく、機構として、当該訂正請求は不適法であり不訂正決定となることから、取消しの意味を確認するため「保有個人情報訂正請求書について（情報提供）」により情報提供を行ったところ、審査請求人から期日までに取消しの申出がなかった。

以上のことから、当該訂正請求は法27条1項に該当せず不適法であるため、法30条2項の規定に基づき「保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）」により不訂正決定としたものであり、原処分は妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年7月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年8月29日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 令和5年4月12日 審議
- ⑤ 同年5月31日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件訂正請求について

本件訂正請求に対し、処分庁は、法の規定による開示決定に基づき開示の実施を受けた保有個人情報の訂正請求ではないとして、不訂正とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

##### 2 原処分の妥当性について

###### (1) 法27条1項における訂正請求対象保有個人情報について

法27条1項は、何人も、自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報の訂正請求を行うことができるとしているが、その対象となる保有個人情報は、同項1号ないし3号に掲げるものに限るものとしており、これら各号の規定は、いずれも法による開示決定又は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律による開示決定（行政機関に事案が移送された場合）を受けた保有個人情報であることを訂正請求権行使の要件としている。

その趣旨については、制度の円滑かつ安定的な運営の観点から、対象となる保有個人情報を明確にし、手続上の一貫性を確保するため、訂正請求に当たって、法による開示請求・開示決定を前置させることとした

ものであると解される。

(2) 訂正請求対象保有個人情報該当性について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 審査請求人が訂正を求める本件対象保有個人情報は、「理由説明書（特定諮問事件）に係る決裁文書」に該当するものとして令和2年特定月日B付け特定文書番号Bにより開示決定した「理由説明書」に記載された保有個人情報であり、審査会への諮問に係る決裁資料の一部である。

(イ) 当該決定に係る保有個人情報については、施設利用者及び職員等の安全確保等に鑑み通知した開示の実施方法が希望されなかったため、開示の実施を行っていない。

イ 当審査会において、諮問書に添付された特定文書番号Bを確認したところ、特定諮問事件に係る決裁文書の開示請求に対し、「理由説明書」が開示決定されていると認められる。

また、同様に、令和4年特定月日A付け特定文書番号Aを確認したところ、諮問庁が上記第3で説明するとおり、当該裁決においては、特定答申において改めて開示決定等すべきとされた文書のみ追加で開示決定を行ったものであると認められ、令和2年特定月日B付け特定文書番号Bにおいて既に開示決定された「理由説明書」について、改めて開示決定したものとは認められない。

ウ 次に、原処分に係る保有個人情報訂正請求書を確認したところ、「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の欄の「開示決定通知書の文書番号及び日付」の項には、「裁決書の謄本 特定文書番号A 令和4年特定月日A」と記載されているものの、「訂正請求の趣旨及び理由」欄には、上記イのとおり特定文書番号Bで開示決定されたと認められる「理由説明書」の訂正を求める旨の記載が認められる。

なお、諮問庁は、上記ア（イ）において、当該「理由説明書」については開示の実施を行っていない旨説明する。この点、上記請求書に、資料1として「理由説明書」という標題の文書が添付されていることと矛盾が生じるように見受けられるが、当該文書の体裁から、当該資料1は、別件諮問事件の手続において審査請求人が入手した文書と推測され、上記ア（イ）の諮問庁の説明に不自然・不合理な点は認められず、機構が開示の実施をした保有個人情報であるとすべき事情は認められない。

よって、本件訂正請求は、令和2年特定月日B付け特定文書番号Bにより開示決定された「理由説明書」に記載された保有個人情報の訂正を求めるものと解される。

エ 本件対象保有個人情報、上記請求書の「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の欄の「開示決定通知書の文書番号及び日付」の項に記載されている「裁決書の謄本 特定文書番号A 令和4年特定月日A」により開示の実施を受けた保有個人情報でないことは明らかである。

さらに、法22条1項の規定に基づいて機構から行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律2条1項に規定する行政機関の長に事案を移送し、当該行政機関の長から開示を受けた保有個人情報であるとは認められず、法25条に規定する他の法令の規定に基づき開示を受けた保有個人情報であるとも認められない。

オ したがって、本件対象保有個人情報は、法27条1項各号のいずれにも該当せず、同項に規定する訂正請求の対象となるものではないと認められることから、当該保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした原処分は妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、法27条1項各号のいずれにも該当しないとして不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、同項各号のいずれにも該当しないと認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 石川千晶、委員 磯部 哲